

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 10 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	8,910,000 7,128,000		1,782,000	12,791	2,741



物 件 目 録

- 1 所 在 宇部市厚南北三丁目
地 番 2 5 4 0 番 9
地 目 宅地
地 積 1 3 7 . 1 9 平方メートル
(現況)
地 目 雑種地



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 23 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 2 5 3 6 番 8）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 宇部市厚南北三丁目
- 地 番 2 5 4 0 番 9
- 地 目 宅地
- 地 積 1 3 7 . 1 9 平方メートル
- (現況)
- 地 目 雑種地



令和8年（ケ）第19号
令和8年4月23日受理
令和8年6月5日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 金川直樹

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	宇部市厚南北三丁目
	地 番	2540番9
	地 目	宅地
	地 積	137.19平方メートル



422*

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	山口県宇部市厚南北三丁目21番11号付近	
土 地	物件1	
現 況 地 目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件1） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐	
形 状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 物件配置図のとおり ☐	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に下記目的外建物を所有し、占有している。 ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
そ の 他 の 事 項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 本件土地は誰にも貸しておらず、私が更地の状態で占有しています。 2 以前は、私が本件土地をスクラップ置場として利用していましたが、現在は利用していません。 3 本件土地の道寄りに量水器があるが、水道管等が本件土地に引き込まれているかとお尋ねですが、確かに、私が本件土地を購入するよりもかなり以前に、本件土地上に建物が建っていたようですが、私が購入した当時には、既に更地になっていましたので、私は、本件土地への水道管等の引き込みの有無や、水道管等が引き込まれているとしても、現在、どのような状態なのか、詳しいことは知りません。 4 本件土地の北側の墓地（地番2539番2、墓地）との境界付近には金網フェンスがあります。西側の土地（地番2540番1、宅地）との境界付近にはコンクリート溝があります。東側の土地（地番2536番8、宅地、所有者宇部市）との境界は、判然としない状態です。 土地の境界について、隣接地所有者との間での紛争はありません。 5 本件土地から公路に至るために私道を通行する必要はなく、誰かと通行に関する契約を交わしたり、通行料を負担しているということはありません。 (当職の照会に対する令和8年5月18日受付の回答書の要旨及び同月21日電話聴取の要旨)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件土地の状況は、関係人の陳述、物件配置図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は、所有者が更地の状態で占有しているものと認められる。
- 3 現地での概測の結果、本件土地の形状は概ね地積測量図のとおりであると思われるものの、あくまでも概測によるものであることに加え、本件土地の東側に隣接する地番 2 5 3 6 番 8 (宅地、所有者宇部市) の土地との境界付近には境界標等の境界を示す事物が見当たらず、地形その他の利用状況によって本件土地との境界が画されている状況ではなく、むしろ本件土地と一体となっているような外観であり、両土地の範囲を区別することが困難な現況であるため、本件土地の形状等を明らかにするには、関係人の立会いのもと、専門家による測量等の手続が必要であると思われる。
- 4 上記意見は、あくまでも関係人の陳述に基づいて作成したものであり、本件土地の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月27日(月) 15:02~15:04	山口地方法務局	登記事項証明書・公図等交付請求
8年4月28日(火) 10:55~11:00	山口地方法務局	登記事項証明書・公図等受領
8年5月2日(土) 10:40~11:00	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年5月8日(金)	執行官室	所有者に現況調査期日通知書・照会書を送付 評価人に資料送付
8年5月21日(木) 12:40~13:00	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影、所有者から聞き取り(電話)
年 月 日() : ~ :		
年 月 日() : ~ :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

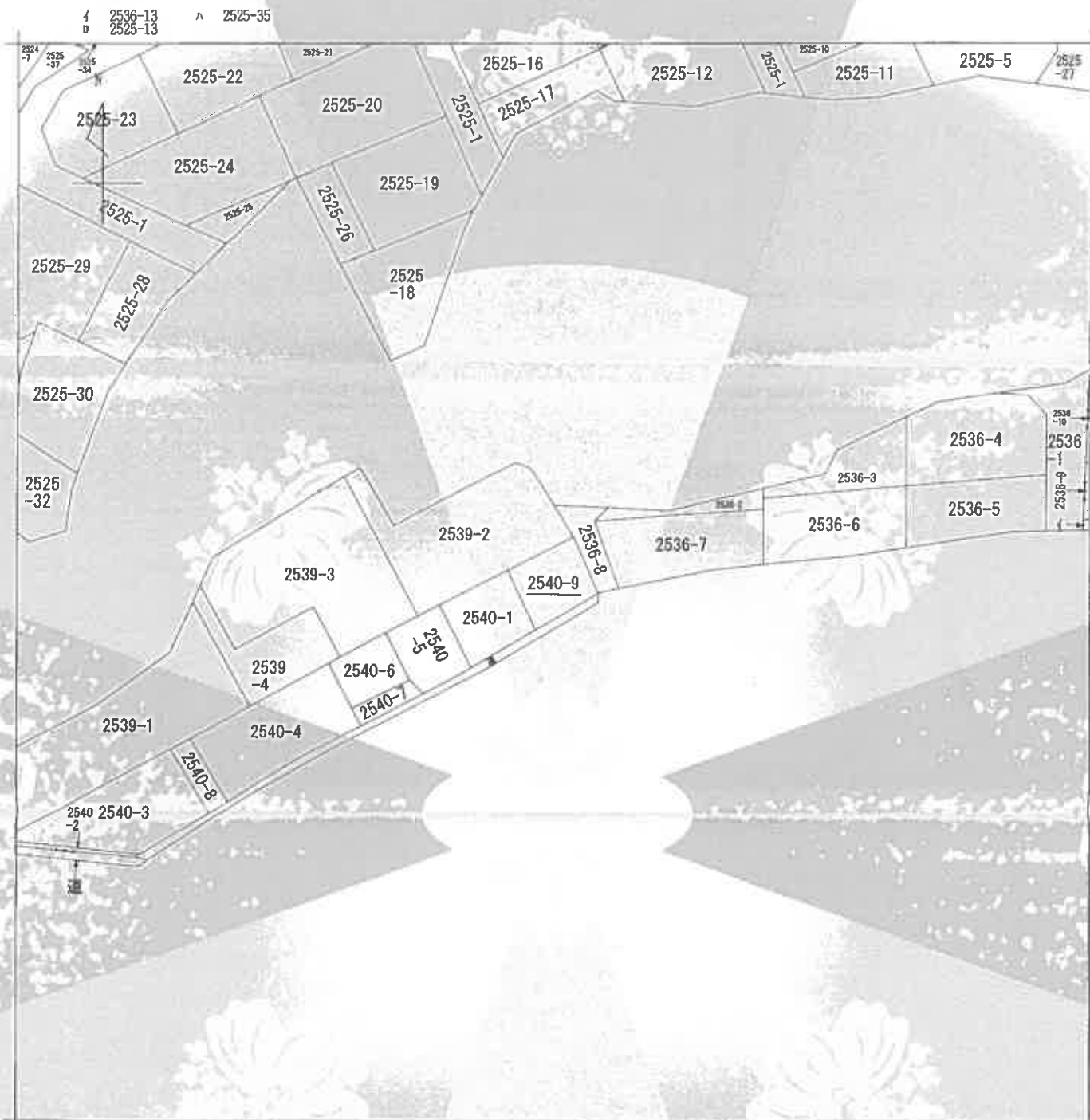
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

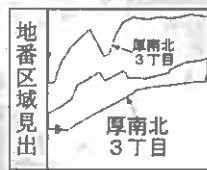
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 厚南北2丁目
B 大字際波

請求部	所在	宇部市厚南北三丁目				地番	2540番9			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和45年3月25日			備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方税務局宇部支局管轄)

令和8年4月28日

山口地方税務局

請求番号：3-3

(1/1)

登記官

縮小 (A3-A4)

(6 枚目)

公用

（山口地方方法務局手続支援センター）
令和8年4月20日 山口地方方法務局

登記官

（7 枚目）

縮小（A3→A4）

土地所在図
地積測量図

地番 2540-1.-9

土地の所在 宇部市厚南北三丁目

座標求積表

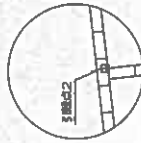
地番	NO	種地	X	Y	辺長	測線
(A)	46	(33)	-221640.945	-88085.890		
2540	68	(33)	-221636.958	-88076.571	10.136	46- 68
-1	69	(33)	-221625.579	-88082.134	12.666	68- 69
	49	(33)	-221628.947	-88091.330	10.181	69- 49
	45	(33)	-221640.945	-88085.890	12.270	49- 45
		倍面積	253.120110			
		面積	126.5600550			126.56 ㎡
		坪数	38.2644			
(B)	68	(33)	-221636.958	-88076.571		
2540	65	(33)	-221632.705	-88066.631	10.812	68- 65
-8	55	(33)	-221621.067	-88072.636	13.096	65- 55
	69	(33)	-221625.579	-88082.134	10.515	55- 69
	68	(33)	-221636.958	-88076.571	12.666	69- 68
		倍面積	274.398983			
		面積	137.1984915			137.19 ㎡
		坪数	41.5028			

※公 式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$

合計面積 (A + B) = 263.7585465 ㎡

300±1

300±2



③ ... 測量
④ ... 永久測量

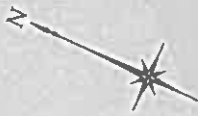
⑤ ... コンクリート杭
⑥ ... プラスチック杭
⑦ ... 金属杭
⑧ ... 石杭

点名	種地	X	Y
300±1	コンクリート杭	-221628.216	-88107.061
300±2	金属杭	-221640.565	-88126.906

使用基準点 (街区基準点)

点名	種地	X	Y
街区基準点 10E51	金属杭	-221707.367	-88002.592
街区基準点 1A056	金属杭	-221687.113	-88106.716

平成25年7月10日測量
世界測地系(国系)



2539-2

2540-5

(A)2540-1

(B)2540-9

2536-8

作成者

(平成 25 年 7 月 10 日付)

申請人

縮尺

1/250

物件配置図



約 1/100

(8 枚目)



写真01

本件土地の外観

令和8年（ケ）第19号
令和8年5月21日 現地調査
令和8年6月11日 評価

山口地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

倉田 良成

第1 評価額

物件1	金 891,000円
-----	------------

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、（目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所 在 等	登 記 簿 上	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	宇部市厚南北三丁目 2540番9 宅地 137.19m ²	左記に同じ 雑種地 左記に同じ
番号	特 記 事 項		
1	確認資料として、国土調査未実施であるので「法務局備付の地図に準ずる図面」・「法務局備付の地積測量図」を基に調査を行った。「法務局備付の地積測量図」とは、形状及び地積は概ね一致すると思料される。「法務局備付の地図に準ずる図面」とは、形状が現況とは異なり、添付の物件配置図の通りと思料される。 ・ 本件評価にあたっては、登記面積を採用した。		

以 下 余 白

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR山陽本線『宇部駅』の南西方約1200m【道路距離】 上中野バス停の北西方約400m【道路距離】			
付 近 の 状 況	周辺地域は、一般住宅を主として事業所が介在する混在地域である。 地勢は、宅地部分は概ね平坦だが、全般的には南東向きの緩傾斜の丘陵地域である。 将来動向としては、現状維持的に推移していくものと予測される。			
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% なし 都市機能誘導区域外 居住誘導区域内 ※建築基準法22条区域		
画 地 条 件	規模 137.19㎡ m ² 間口 約10.7 m ※1 奥行 約12.7 m ※1 形状 略長方形 ※1 接面状況 中間画地 地勢 南向き緩傾斜※2 ※1 現地での簡易測量による。 ※2 樹木・雑草が生い茂っているため全容を正確に把握する事は出来ないが、かつて建物があつたと推測される部分は概ね平坦だが、全体的には、南向き緩傾斜である。			
	南西側 約 4.4 m 舗装 道路 ※1 ※2 ※3 高低差 0-約0.5m 高い ※1 建築基準法上の道路には認定されていない。 ※2 所有権は宇部市だが市道認定されていない。 宇部市は財産管理しているのみである。維持管理は、当該道路を使用している者である。 ※3 道路幅員は、現地での簡易測量による。			
	上地の利用状況： 更地である。 発令外建物 なし 隣地の状況等： 東側：雑種地がある(公図上の形状は通路)。 西側：一般住宅がある。 北側：墓地がある。			

供給処理施設	上水道：あり ※1 ガス配管：なし ※2 下水道：あり ※3 ※1 宇部市役所水道局にて確認した所、南側道路には水道本管(HVIP-R、50mm)が埋設されている。 13mmまでの使用に関しては負担金は不要だが、20mmへの増径に際しては24200円の負担金が必要となる。 ※2 山口合同ガスにて確認した所、南西側道路にはガス管は埋設されていない。 ※3 宇部市役所下水道課にて確認した所、南西側道路には下水道本管(VU、150mm)が埋設されている。 負担金が支払われているか否か不明である。下水道を接続した際には「負担金:300円／㎡」が必要となる可能性が有る。 (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
--------	--

以 下 余 白

特 記 事 項

- ① 宇部市教育委員会聴取によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。
- 現地外観調査・資料調査・山口県宇部環境保健所聴取の範囲では、土壤汚染をうかがわせる事象は特に認められなかった。なお、土壤汚染の実態については専門調査機関による調査が必要であり、ここで土壤汚染の可能性について完全に否定するものではないが、土壤汚染については評価上考慮外とする。
- ② なお、地中埋設物の有無についても詳細不明である。
- 山口県土砂災害警戒区域等マップで確認したところ、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域には指定されていない。
- ③ 前記の通り、物件1の前面道路は建築基準法上の道路には認定されていない。つまり、物件1は、建築基準法第43条1項に規定されている接道義務を充足していない。
- 建築基準法によれば、物件1は、建築基準法43条2項2号により建築審査会の同意を得る事なしに、物件1の上に建築する事は出来ない。
- しかし、宇部市建築指導課で確認した所、宇部市では「建築基準法43条第2項第2号許可に係る運用基準」を設けて、救済している。具体的には、国土地理院の航空写真等により、物件1の上に、令和7年3月末日までに建物が存していた事を証明出来れば、「建替え」として適法に建築確認を取得する事が出来る。
- なお、宇部市では「省令第10条の3第4項第3号」の運用により、物件1を最終的に「新築」として救済している。物件1の上に、令和7年3月末日までに建物が存していた事を証明できれば、適法に建築確認を取得する事が出来る。具体的には、以下の通りである。
- 【敷地が、幅員1.8m以上4m未満の通路に接しているもの】〔許可基準〕
- ④ (1)敷地が2m以上接していること。
- (2)敷地境界線は、通路の中心線から水平距離2mの線とすること。
- (3)通路の後退部分には、建物、門弊、擁壁等を新設しない旨の誓約書を添付すること。
- (4)敷地境界線から通路の反対側に4mの位置までの部分を道路とみなした場合に、建築基準法関連規定に適合する建築物であること。
- (5)敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われていること。
- (6)新築の場合は、通路の所有者又は管理者の建築すること等の同意書が添付されていること。
- (7)建築物の用途は、法第6条第1項第一号に規定するもの以外であること。ただし、従前と同一用途のものは許可対象とする。
- (8)建築物の建ち並びのない通路において、宅地を整備して新築するものは原則として認めない。
- (9)その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。

特 記 事 項

【敷地が、幅員4m以上の通路に接しているもの。】〔許可基準〕

(1)敷地が2m以上接していること。

(2)通路を道路とみなした場合に、建築基準関連規定に適合する建築物であること。

(3)敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われること。

(4)新築の場合は、通路の所有者又は管理者の建築すること等の同意書が添付されていること。ただし、公的機関が所有又は管理する通路については同意書に替えて協議書とする。

(5)建築物の建ち並びのない通路において、宅地を整備して新築するものは原則として認めない。ただし、農業従事者等(家族を含む)の住宅や付属施設、農林業関連施設の軽微なもので、周辺にほとんど家屋のない地域におけるものは除く。

(6)その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。

- 前記の通り、物件1の北側隣地は墓地である。物件1とは略等高である。整備された霊園ではなく、いわゆる裸墓地である。また、宇部市大字際波迫条1777に所在する浄土真宗本願寺派明照寺の寺院墓地だが「寺院境内墓地」ではない。

⑤ なお、物件1と北側墓地との境界付近にはフェンスが有るが、墓地管理者が墓地内に築造したと思料される。

- 前記の通り、物件1の東側隣地は公図上は通路の形状をしている。物件1の北側に所在する墓地への通路だったと思料されるが、現状は樹木・雑草の生い茂る雑種地であり、通路の機能を有してはいない。なお、物件1とは略等高である。

- ⑥ ⑦ 前記の通り、西側には一般住宅がある。なお、物件1とは略等高である。

以 下 余 白

第5 評価額算出の過程

1 評価額の判定

下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	占有減価 エ	市 場 性 修 正 オ	競売市場 修 正 カ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ×オ× カ
4	22,100円/㎡	49 / 100	137.19㎡	—	1.00	0.60	891,000円
合 計							891,000円

(百円単位を四捨五入)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

山口県地価調査価格 【宇部(県)ー24】

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 24,800\text{円}/\text{㎡} & 101.1 / 100 & \times & 100 / 104 & \times & 100 / 109 & = 22,100\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 方位による補正

◇地域格差 : 街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差 : 下記のとおり

個別的要因	増 減 価 率	
・方位	+3	103 / 100
・非道路	▲ 20	80 / 100
・北側墓地	▲ 20	80 / 100
・下水道負担金	▲ 3	97 / 100
・要整地	▲ 20	80 / 100
・南向き緩傾斜	▲ 5	95 / 100
個 別 格 差(相乗積)		49 / 100

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 占有減価 : 必要なし。

オ 市場性修正 : 必要なし。

カ 競売市場
修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料(物件1)

1 山口県地価調査価格 【宇部(県)－24】

所 在 : 宇部市大字際波字東細迫412番29
価 格 : 24,800円/㎡
位 置 : JR山陽本線「宇部」駅の南西方、道路距離約2200mに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 255㎡
供給処理施設 : 水道 ・ 下水
接 面 道 路 : 南側 6.0m 道路 に接面
用途指定等 : 第一種中高層住居専用地域
(建蔽率 60% 、 容積率 200%)
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の大規模住宅団地

2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1 : 1,522,809 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(地理院地図)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 物件配置図
- 5 現況写真【2枚】

以 下 余 白

位置図



S=1:2500



2536-13
2525-13

2525-35

2525-16
2525-17

2525-11

2525-5

2525-27

2525-22

2525-21

2525-24

2525-19

2525-1

2525-29

2525-30

2525-32

2525-18

2536-4

2536

2536-5

2536-6

2536-7

2539-2

2539-3

2540-9

2540-1

2540-6

2540-7

2539-4

2540-4

2540-3

2540-3

COPY

COPY

(注) 地図に準ずる図面は、土地の図面を基礎にした不動産登記法上の地図が備え付けられるまでの間、これに代るものとして備え付けられる図面で、土地の位置及び形状の概略を記載する図面とする。

地籍図
厚南北
3丁目



厚南北
3丁目

所在地	宮城県厚南北 3丁目				地番	2540番9	
面積	1.608	積算	延床面積	延床面積	用途	住宅用 2540番9	
作成年月日	昭和45年8月25日				備考	図1地籍図第3図	

これは地図に準ずる図面は、土地の図面を基礎にした不動産登記法上の地図が備え付けられるまでの間、これに代るものとして備え付けられる図面で、土地の位置及び形状の概略を記載する図面とする。

この図面はA3サイズをA4サイズへ縮小しています。

令和8年2月26日

請求番号: 7-1
(1/1)

图例

区域种植地

5-11-0752

土地的新建

三
二
十
九
八

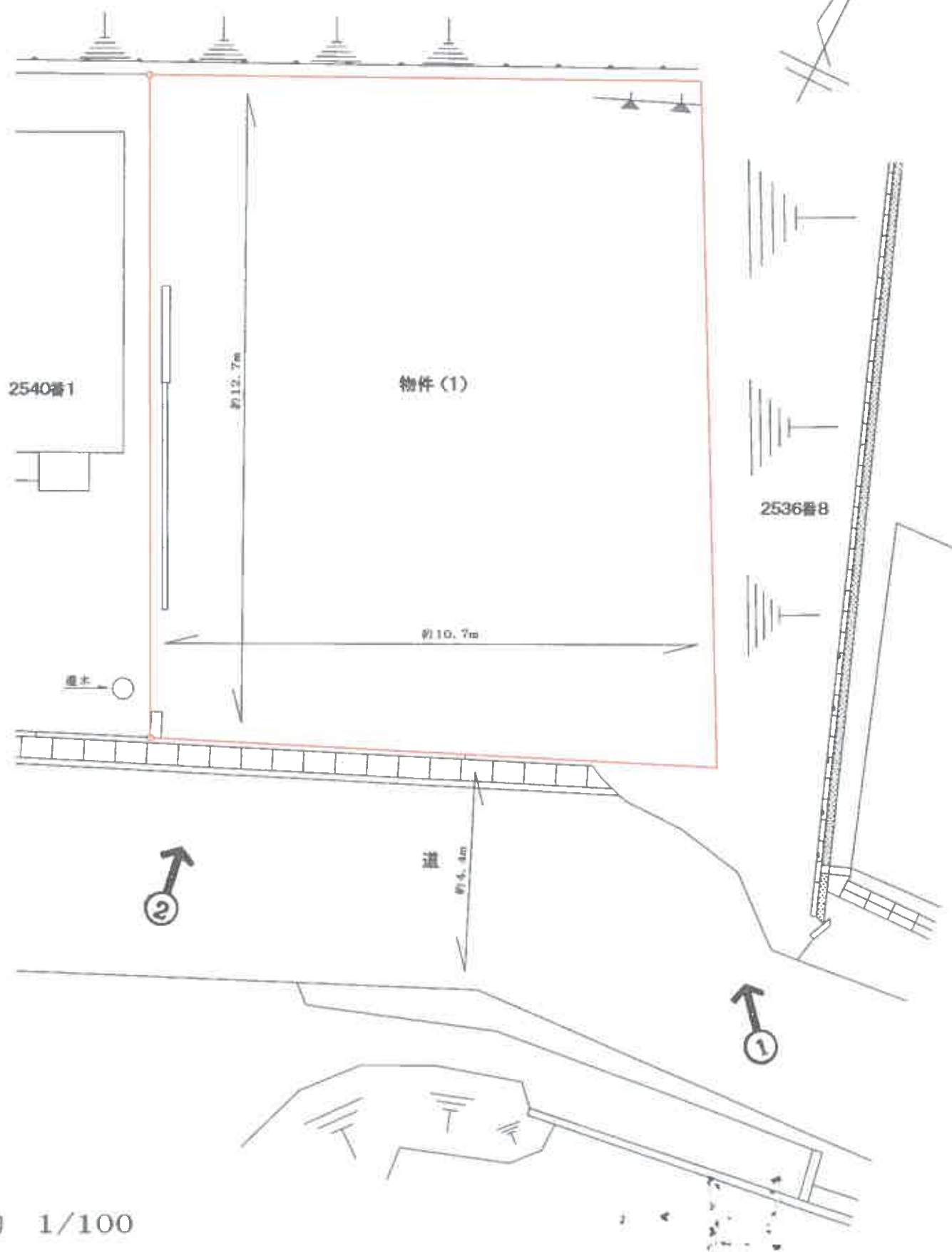
[illegible]

合計面積 $A \cdot \theta = 257,7495055 \text{ m}^2$

$$\frac{(2A+3B)(1X-2X)33/1-Y}{22}$$

物件配置図

2539番2



約 1/100

現 況 写 真



①



②